

様式 1

事業報告書
(自 令和5年08月01日 至 令和6年07月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 うえき心療内科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 大村市坂口町374番地6
- (3) 設立認可年月日 平成12年08月25日
- (4) 設立登記年月日 平成12年09月14日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	植木 健	
理 事	植木 加奈子	
理 事	植木 信地	
理 事	植木 千咲子	
監 事	植木 順	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	うえき心療内科クリニック	大村市坂口町374番地6	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年09月27日 令和04年度決算の決定

令和6年07月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック
所在地 長崎県大村市坂口町 3 7 4 番地 6

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	15,772	I 流 動 負 債	3,526
II 固 定 資 産	38,981	II 固 定 負 債	1,837
1 有 形 固 定 資 産	4,668	負 債 合 計	5,363
2 無 形 固 定 資 産	212	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	34,100	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	39,390
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	49,390
資 産 合 計	54,754	負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,754

様式 4 - 2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市坂口町 3 7 4 番地 6

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,461
2 事業費用	85,996
本来業務事業利益	5,465
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	5,465
II 事業外収益	738
III 事業外費用	0
経常利益	6,203
IV 特別利益	1,179
V 特別損失	1,025
税引前当期純利益	6,358
法人税等	1,280
当期純利益	5,077

}

様式 2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック
所在地 長崎県大村市坂口町 3 7 4 番地 6

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6年 7月31日現在)

1. 資 産 額	54,754 千円
2. 負 債 額	5,363 千円
3. 純 資 産 額	49,390 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	15,772
B 固 定 資 産	38,981
C 資 産 合 計 (A + B)	54,754
D 負 債 合 計	5,363
E 純 資 産 (C - D)	49,390

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 うえき心療内科クリニック

理事長 植木 健 殿

私は、医療法人 うえき心療内科クリニックの令和05会計年度（令和5年08月01日から令和6年07月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 9月 27日

医療法人 うえき心療内科クリニック

監事 植木 順

